

岩城中学校いじめ防止基本方針

[いじめに対する基本的な考え]

「いじめ」は、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら傍観したり放置したりすることがないようにするには、いじめは断じて許してはならない行為であることを、生徒が十分に理解した上で、人権を侵害する不当な行為に毅然とした態度で臨み、いじめ防止等について主体的かつ積極的に取り組む姿勢をもつことが大切である。

[いじめ問題等対策委員会]

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題等対策委員会」を設置する。委員は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭の教職員(必要に応じて学級担任)を充てる。また、必要に応じて、学校間連携コーディネーター、スクールカウンセラー、学校評議員、保護者代表等の外部専門家等を加える。

[いじめの防止]

すべての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通い合う人間関係を構築できる社会性を育むためには、教職員と保護者、関係機関等が一体となり、継続的な取組を進める必要がある。その取組を通して、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、豊かな情操や道徳心、互いの人権を尊重し合う態度を育み、生徒がいじめをなくすために主体的に行動するなど、学校や地域全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるように努める。

[早期発見]

いじめの早期発見は、いじめへの適切な対応の前提となるものであり、周囲の大人たちが組織的な連携体制の下、生徒のわずかな変化にも気付く力を高めることが求められる。いじめは大人が気付きにくい形で行われることを認識し、生徒をはじめ周囲の大人が、些細な兆候にもいじめではないかとの疑いを持ち、早い段階から積極的にいじめを認知するように努める。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口を生徒及び保護者に周知するなど、生徒がいじめを訴え、または通報しやすい体制を整えることにより、学校と家庭、地域、関係機関が連携して、いじめの早期発見に努める。

[いじめに対する措置]

いじめの事実が確認された場合には、いじめを受けた生徒やいじめを通報した生徒の安全を確保した上で、いじめを行った生徒に対して適切な指導を行うほか、保護者にも誠実に対応するなど、組織的な対応を行う。実態を的確に把握し、迅速かつ適切な対応を行うために、いじめに対応するための校内体制及び組織を整備し、職員はいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。

[保護者や地域との連携]

P T Aや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、いじめの問題について、地域、家庭と連携した対策を推進する。

[関係諸機関との連携]

警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、日頃から、関係機関との窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。